

2023年3月31日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

改正公認会計士法の施行に係る対応について

2022年5月に「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立・公布され、本年4月1日から施行されます。

上場会社の財務報告における信頼性の確保は、我が国資本市場の適切な機能発揮のために不可欠です。これまで、当協会は、上場会社を監査する監査事務所の指導・監督を行うため自主規制上の登録制度を設けてきましたが、本登録制度は、監査事務所全体の監査品質の確保、より高い規律付けを行うこと等を目的に今回の法改正により、公認会計士法上の「上場会社等監査人登録制度」として位置付けられることとなります。

新たな制度においては、上場会社等を監査する監査事務所は、当協会が備える上場会社等監査人名簿への登録が求められます。

また、登録を受けた監査事務所は、改訂品質管理基準に従って業務の品質の管理の状況等を適切に評価し、その評価の結果等を含めて公表する体制や経営管理の状況等を公表する体制を整備すること、さらに、去る3月24日に改訂版が公表された「監査法人のガバナンス・コード」に沿って業務を実施する体制や適用状況を公表する体制を整備することなどが義務付けられました。これらの体制整備が不十分な監査事務所には、登録取消しも制度上予定されており、登録取消しが行われた場合、上場会社等の監査ができないこととなります。

各監査事務所におかれては、本改正に至る経緯や趣旨を十分に理解した上で、監査品質の確保と持続的向上に寄与する組織体制等を適切に整備するとともに、利害関係者に対して、経営管理の状況等、業務の品質の管理の状況等、監査法人のガバナンス・コードの適用状況などを説明できるよう、それぞれの実態を踏まえ、創意工夫により具体的に公表することが必要です。これらを達成するために、会計監査を巡る状況の変化や社会からの期待を踏まえ、実効的な組織運営の実現のための改革を強力に推し進めていくこと、また、充実した情報開示を行っていくことを要請します。

以 上